

2019年4月25日  
出版広報センター

## 著作権啓発を目的とした中国語・日本語冊子の配布について

平成31年4月25日、出版広報センターは、主に留学生を対象にした著作権啓発のための中国語及び日本語の冊子配布を開始いたしました。

本冊子は、平成30年1月、京都府警察など9府県警察により、日本の漫画・アニメ・ゲーム・音楽などのコンテンツを、それぞれの著作権者からの許諾を得ずに翻訳して字幕を付け、インターネット上にアップロードしているなどしていた複数の中国人留学生らが著作権法違反事件として摘発されたことを受け、同種事件の防止及び著作権意識の向上を目的として、京都府警及び関係団体などと連名で作成し、この度配布を開始したものです。

摘発の詳細は、一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会のリリースをご参照ください。

<http://www2.accsjp.or.jp/criminal/2017/1209.php>

本冊子は中国語版及び日本語版ともにPDF版をダウンロードすることができます。

なお、冊子のご利用にあたっては以下を遵守してください。

- (1) 非営利目的の利用に限ります
- (2) 本著作物の内容・表現に一切変更を加えることはできません（セリフや色調の変更、部分利用および縦横の長さの比率の変更等も同様です）
- (3) 本著作物にロゴやキャッチコピー等を追加することもできません

【お問い合わせ】出版広報センター(日本書籍出版協会内) 電話 03-6273-7061